

磐田市マンション管理適正化推進計画

令和5年12月19日作成

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、令和5年12月末時点で19棟のマンションがあり、そのうち、10棟が建築後20年を超えています。令和6年度から令和15年度までの10年間において、全体数の80%以上である15棟のマンションの管理計画の認定をすることを目標とします。

2 管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

市内におけるマンションの管理状況を把握するため、管理組合へのアンケート調査等を実施します。なお、必要に応じて、現地調査やヒアリング調査を実施します。

3 管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づいて管理計画の認定事務を実施するとともに、必要に応じて、管理組合の管理者等に対して助言及び指導等を行います。

また、静岡県及び市町で構成する「静岡県マンション管理適正化推進協議会」において、マンション管理セミナーの開催やマンション管理士の派遣等を実施します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

市では、国が定める「マンションの管理の適正化に関する指針」の内容と同様とします。ただし、管理組合の管理者等は、管理計画の認定の申請の際には、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証を添付するものとします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

静岡県と連携し、適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度について、ホームページ等を通じて、普及啓発します。

6 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とします。本計画は、概ね5年後に計画を見直します。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

静岡県や関連団体とも連携し、マンション管理の適正化を推進していきます。